

『特許無料開放』に関するQ&A

平成 27 年 7 月 16 日

Q 1. 特許の無料化とはどういうことですか

A 1. 一般的に第三者の特許技術を使うには、実施料を支払う必要があります。今回山口大学では、本学が（原則単独で）保有している特許、実用新案、意匠等について、この実施料を支払わずに実施できる期間を設けました。これはいわばお試し期間に当たります。この期間は、申し込み（契約）をしてから大企業は3年、中小企業は5年としています。

Q 2. 申し込みの条件は何ですか

A 2. 申し込んだ本人が自ら実施することを条件にしています。そして申し込んで（契約）から一年以内に、権利化に要する費用の一部を支払いますと（固定で、大企業は約 50 万円、中小企業は約 25 万円、大学発ベンチャーと（有）山口ティイー・エル・オー（山口 TLO）会員中小企業は無料）無料開放期間の満了まで継続して（大企業は3年、中小企業は5年）実施できます。チャレンジを試みたものの実施をあきらめた等の場合に、一年以内に止めると事務経費の支払い不要で、ペナルティーはありません。つまり一年以内に目鼻を付けるとリスクが軽減できます。ただ当該事務経費を支払ったものの、特段の事情がなくて一定の期間（1～2年程度）実施がされない場合には、使用を止めてもらいますが、その際は支払われた事務経費の返還はできません。

Q 3. 無料化による企業のメリットは何ですか

A 3. 従来、大学の特許を実施する場合には、最初に契約を締結し実施料金を支払い、その後実施に取り掛かるという手順でした。そのため技術的な面で、社内で実施が可能か否かを確認できないまま、契約を結ばなくてはならないため、事業化リスクを伴うということがありました。今回のスキームでは、無料という「お試し期間」（利用申請から大企業は3年間、中小企業は5年間）が設けられているため、事業化について社内でじっくりと検討の機会が確保できます。それで当該技術（発明）を自社に取り込むことが可能かどうかを、しっかりと見極めて事業に臨める（社内稟議も含めて）ため、安心してチャレンジができ、企業リスクの軽減が図れるというメリットがあります。

Q 4. 無料化による大学のメリットは何ですか

A 4. 大学の特許は、大きく分けて企業との共同研究による共有特許と、研究者単独（広い概念では大学）の研究による単独特許があります。共有特許は、企業が事業を計画した「事業化特許」ですので、実施される公算が高いものです。

しかし単独特許は、研究過程で生まれた「研究特許」で、事業化の意識が薄く、企業との接点が少なく、学内で埋もれたままになる傾向があります。そこで今回、無料というスキームを設けることで、企業からの接近の機会を多くし、企業側で事業化の観点での展開を検討することにより、研究特許を盤石な事業化特許にブラッシュアップが可能となり、一方、研究者はそれを基に更に研究テーマを展開することができます。研究者が望む研究成果の事業化、企業が望む事業の活性化という双方を満足することが期待されます。

Q 5. 特許の無料開放は、いつから利用できますか

A 5. 現在山口大学では公開されている単独出願案件が約300件あり、この中から研究者に無料開放の意向のあったものは、今年の10月1日から利用できます。また、出願中の案件は、特許出願から18か月で全て公開され（出願公開制度）、世の中に公開公報が出て秘密状態が解かれます。そこから誰もが発明内容を、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）や、山口TLOのホームページで（無料）確認できます。そこで気に入った発明があれば、本学に申し込んで頂きます。更に山口TLOの会員企業へは、会員サービスとして、本学の単独発明を出願からわずか約3ヶ月で、特別に公開（優先開示）していますので、会員企業はその時点から利用が可能になります。

Q 6. 申し込みはどこにすればよいですか

A 6. 実施の申し込みに当たっては、通常実施権契約になりますので、窓口は山口大学の技術移転機関である山口TLOが担当しています。
更にこれを契機に共同研究等に発展することも考えられます（それも期待しています）ので、大学研究推進機構のコーディネータ等を経由しての申し込みも考えられます。

Q 7. どの程度企業が利用される見込みですか

A 7. 山口大学の特許出願が年間80件程度で、そのうちの半分が大学の単独出願ですので、その約40件を何社が申し込んでくれるかです。原則は1件に複数社が申し込むことができます。その際には最初の実施者に状況を説明して、単独で実施したいとの希望があれば、（有料で）専用実施に変更はできる道を提示します。現実には第三者が実施をしている中に、更に申し込めば価格競争になりかねませんので、よほどに事情がない限り、この状況が生じる確率はかなり低いと思われれます。
いずれにしても大企業が少ない山口県では、中小企業にどのくらいチャレンジしてもらえるかにかかっています。県内中小企業の皆様に様々なチャンネルを使ってしっかりとお知らせし、活用を図って行きたいと考えております。
このような取り組みが、「地方創生」にもつながることを期待したいです。

**Q 8. 無料開放するのは外国特許も含まれるのですか、また開放する企業は、
外国企業のも対象ですか**

A 8. 外国特許は、国内特許の延長線上にあるもので、国内、外国と分ける方が不自然になりますので、当然含まれます。中小企業においてもグローバル化が叫ばれていますので、この必要性が出てきます。

また外国企業でも、国内で事業を展開し、国内で雇用を図り、我が国に税金を払っているのであれば、国内企業と同様に扱います。

ただし国内での事業活動がない外国企業は、対象にしない予定です。特許法は産業政策法であり、産業はあくまで国内産業ですので、その考え方で対応します。

Q 9. なぜ無料化を行うこととしたのですか

A 9. 山口大学が創基200周年を迎えたことを機に、「見える形にした地域貢献」のひとつとして捉えていますし、知的財産を有効に活用してもらいたいという思いもあります。

Q 10. 他にこのようなことをしている大学等がありますか

A 10. 山口大学が、全国大学や公的研究機関を含めて初めてです。この文化が広がれば、大学等の研究成果が、産業界でさらに活用されるのではないかと期待しています。折しも平成27年度は、内閣官房知財戦略推進本部や自民党知財戦略調査会でも、大学等の知的財産を活用した中小企業の事業化支援策の構築が改めて提言されていることも、本学での取組の追い風になっています。

Q 11. 大学推奨マーク（登録商標）は、どのように使用するようになりますか

A 11. 山口大学のマークの利用については、以前から希望が来ています。そこで大学の研究成果を活用して製品化、事業化した場合においては、大学の技術を使っていることを表したいと（パソコンにインテル（登録商標）が入っている、あのマークの感じです）希望される企業から、使用の申し込みがある場合には、大学が推奨するにふさわしいかを判定して、許可をするスキームを考えております。本学の推奨マークを付けることにより品質においても企業の方でさらに責任を持って扱っていただけるでしょうし、技術を提供した発明者の励みにもなると思われれます。また、大学関係者や地域の方からも自然に応援したくなるのではと期待しております。

【お問い合わせ先】(有)山口ティー・エル・オー

(山口大学の技術移転機関)

TEL(0836)22-9768

E-mail: tlojim@yamaguchi-u.ac.jp